

◎新潟県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和7年1月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

上越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和7年1月28日

至 令和7年2月12日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

ウ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

上越市の住民及び利害関係人

5 意見書の提出期限

令和7年2月12日（必着）